

令和2年4月10日

保護者各位

江東区こども未来部

日頃より江東区の保育行政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。
国の緊急事態宣言、ならびに東京都からの要請にもとづき、お子さまが登園されている園の今後の対応を下記のとおりとさせていただきます。
急な対応により、保護者の皆様には多大なご迷惑をおかけいたしますが、何卒、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルスの感染拡大防止の徹底のため、令和2年4月13日から令和2年5月2日の期間において、認可保育園を原則として「臨時休園」といたします。

2 医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者の方には、原則としてお子さまが登園されている園にて「特別保育」を実施いたします。なお、保護者の方のいずれかが在宅する場合、原則として登園はお控えください。

<特別保育の申込方法>

別紙「特別保育申込書」に必要事項を記載の上、4月14日までに園にご提出ください。14日までのご提出が難しい場合は園にご相談ください。

3 その他

- 臨時休園に伴い、4月13日以降で保育園の利用のない日の保育料につきましては日割り計算により減額します。また、日割り計算につきましては、特別保育申込書に記載の利用希望日に基づき算定いたします。保育料に関しましては一旦、通常通りお支払いいただき、別途還付の処理を行う予定です。手続き等につきましては詳細が決まり次第、ご案内いたします。
- 特別保育の利用者がいない日は閉園となります。園と緊急に連絡をとる必要が生じた場合には、園からお知らせしている緊急連絡先にご連絡ください。
- 保育園の園児や保育者が新型コロナウイルスにり患した場合及び地域で感染が拡大している場合には、特別保育を中止させていただく場合があります。

今後の感染拡大状況によっては上記対応が変更となる場合がありますが、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

- 運営に関すること（公設公営園） 保育課保育管理係 電話：3647-9094
（上記以外の園） 保育計画課運営指導係 電話：3647-9503
- 保育料に関すること 保育課入園係 電話：3647-4934